

(様式第1号)

平成21年度第1回 芦屋市文化財保護審議会 会議録

日時	平成21年9月14日(月)15時~17時
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員 神木 哲男 委員 近藤 雅樹 委員 多淵 敏樹(本審議会で会長就任) 委員 俵 正市(本審議会で副会長就任) 欠席委員 安部みき子 (市側) 教育長 藤原 周三 社会教育部長 橋本 達広 (事務局) 生涯学習課長 津村 直行 同 課長補佐 細井 良幸 同 主 査 森岡 秀人 同 学 芸 員 竹村 忠洋
事務局	生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

会議次第

- 1 教育長挨拶
- 2 委嘱状交付
- 3 会長及び副会長選出
- 4 報告事項
 - (1) 平成20年度下半期から平成21年度8月まで発掘調査実績(資料)
 - (2) 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会の進捗状況(資料)
 - (3) (月若遺跡第96地点出土)小銅鐸の保存処理等の進捗状況及び今後の取り扱い方針について(資料)
 - (4) その他報告事項
- 5 審議事項
 - (1) 文化財市指定の諮問に先立つ事前協議(金津山古墳)(資料 リーフレット)

提出資料

- 資料 芦屋市文化財保護審議会委員調書
資料 市内の埋蔵文化財発掘調査状況について(平成20年9月~平成21年8月)
資料 会下山遺跡範囲確認調査結果(第3次)一覧表
資料 小銅鐸の保存処理等の状況
資料(リーフレット)金津山古墳

審議経過

開会

- 1 教育長挨拶
- 2 委嘱状交付
- 3 会長及び副会長選出

<事務局から、昨年度に引き続き、会長に多淵委員、副会長に俵委員を提案し、全員異議なく了承。>

(事務局 津村)ここから会長に議事進行をお願いしたいと思います。

4 報告事項

(会長)事務局から報告事項についての説明をお願いします。

(1) 平成20年度下半期から平成21年度8月まで発掘調査実績

(事務局 竹村)<資料 の概要説明>

(会長)月若遺跡第100地点で検出されている5間四方の建物の柱間はどれくらいか。また、同じ間隔なのか。

(事務局 竹村)調査中ですので、考慮すべきポイントを教えて頂けたらと思います。

(会長)5間四方ならば結構大きい。縁でも回ってれば仏堂クラスになる。

(2) 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会の進捗状況

(事務局 竹村)<資料 の概要説明> 先日開催された第4回調査委員会で、この資料に加え、追加調査等について指導されています。それらを実施することによって、50年ぶりに会下山遺跡の価値がより明らかになります。

国史跡に向けては、来年7月に調査報告書を刊行することによって道筋がついてきます。城山遺跡は、会下山遺跡の指定後に指定を目指す予定です。

(会長)このような遺跡では、等高線に拡がりがあるところには遺構が存在することを神戸市の事例で見てきている。神戸を含めて全容を明らかにしたい思いもあるが、時間もかかるので、まずは芦屋市の成果を会下山で挙げられたい。

(事務局 竹村)今回、測量を実施できたこともあり、それも一つの成果となっています。

(3) 小銅鐸の保存処理状況等の状況(資料)

(事務局 竹村)小銅鐸は現在、京都にある分析・修復機関の京都科学株式会社に預けており、10月上旬に分析及び修復が全て完了し返却される予定です。

本日用意したのは、分析結果の第1次データで、専門的すぎて分かり難いと思いますが、今後、このデータをこれまでに蓄積されたデータと比較し、意義付けていかなければなりません。

小銅鐸は、返却された後、弥生時代の青銅器に詳しい学識経験者の評価を得た上で、報道発表を行い、市民に公開する予定です。

本審議会の前委員である村川先生や兵庫県立考古博物館の石野館長は、この小銅鐸が三木市篠出土の小銅鐸に続き兵庫県下2例目であり、県指定文化財クラスの価値があるという評価も示されています。

(会長)非常に貴重ということが分かってきて興味深い。小銅鐸は、寺院の塔の四隅にある風鐸に似ているが、小銅鐸はどのように使われていたのか。

(事務局 竹村)銅鐸は、全国で480口確認されているのに対して、小銅鐸は50余口しかありません。

例が少ないことから、分析に耐え得る現物が少なく、使用法などの詳しいことは分かっていません。

(会長)付近から一つしか見つからないものなのか。

(事務局 竹村) 小銅鐸の従来出土例としては一つの例が多いです。但し、出方も場所も各々異なっています。

(神木委員) 大きさはどれ位のものなのか。

(事務局 竹村) 7 cm 程度です。

(会長) 風鐸との違いで、分かっていることはないのか。

(事務局 森岡) 弥生時代の青銅器には、弥生人の最後の取り扱い、精神世界からの見方も必要となります。小型仿製鏡など当時に明らかに引きちぎられて壊されているものがあり、月若遺跡の小銅鐸の場合も、古い破断面が認められることから、当時から引きちぎられている可能性もあります。

また、銅鐸石型段階では同じ鋳型で作られた同範鐸、兄弟鐸が確認されているのに対して、小銅鐸では同じ鋳型で作られたものは確認されていません。全て土型です。

小銅鐸の機能を検討する上では、内部に舌を伴っている例もあり、東日本では、墓に副えられたり、機能なども多岐に及んでいます。

(会長) 鉛同位体比分析の結果、華北産の原料であるということだが、中国からの舶載品ということか。

(事務局 森岡) 原料自体が華北産であっても、日本列島において舶載品を改鋳する場合や、原料がインゴットとして日本にもたらされ、日本列島で製作されたものが多く、外国原料で日本産という目が必要となります。

鉛同位体比分析の結果は、弥生時代の小型仿製鏡や新式大型銅鐸と良く似ていて、弥生後期を遡らないものと思われま。

(会長) 貴重なものであることは良く分かりました。

市民へ公開する際には、素朴な疑問になるであろう使い方などについて、専門的なレベルの知見を、分かりやすく説明ができるように工夫して下さい。

(4) その他の報告事項

(事務局 細井) 口頭報告になりますが、前回の審議会の議題であった小阪家住宅について、多淵会長に保管している部材の現状を検証していただき、保管状況としては問題ないという意見を頂きましたことを報告します。

その際に、再建築費用についても助言を頂き、6千万から9千万円と解体当時に試算されていることに対し、付帯設備を除くなど最小の再建を目指す等の工夫を組み合わせれば、もう少し低い費用でも検討可能と思われるとのことですので、現在、本市の建築指導課と再建方法について協議中です。

(会長) 保管状況に関して言えば、部材は、虫を食う時期はとうに過ぎてしまうぐらい枯れており、保管中に新たに傷みが進行したということは無さそうです。また、柱などを床に寝かせた状態にしていますが、それによる歪みも特にありません。

再建築に関しては、それらの工夫とともに、市民ボランティアの手でゆっくり建築していく方法などもあり、市民の手で造り上げていくという考え方も重要です。

5 審議事項 (1)文化財市指定の諮問に先立つ事前協議(金津山古墳)

(会長) それでは、事務局から審議事項についての説明をお願いします。

(事務局 細井) 金津山古墳の市指定については、平成19年度の本審議会からすでに意見が出されている経緯があり、前回の審議会でも同様でしたので、文化財担当としても市文化財に指定する方向で進めたいと考えています。

そこで本日は、具体的な指定範囲の設定について、諮問に先立ち協議願いたいと思います。

金津山古墳及び周辺地の現在の土地所有の状況についてですが、後円部の墳丘部分は芦屋市、福祉施設が建設され二重周濠が確認されている北西部分は芦屋市土地開発公社が保有しています。それ以外の周辺地は、全て民有地です。

既往の調査結果から推測できる場所では、墳丘周辺の民有地では、周濠は地中に埋没して保存されていると考えられます。そのうち二重周濠は、北西部分の他に北側と西側に存在する可能性があります。

前方後円墳の前方部東半部にあたる地点、すなわち南東部分は、すでにマンション建設に伴って本発掘調査による記録保存が完了しており、遺構は消滅しています。

これらの状況を踏まえ、市指定範囲について、例えば次の3案について、いずれの範囲を指定の対象とすべきか助言願います。

一つ目は、遺構が完全に消滅している南東部分を除いて、墳丘・周濠範囲の全て指定を目指すもの。

二つ目は、後円部墳丘と、二重周濠の存在が確認されている市土地開発公社所有地及び二重周濠の存在が推定される北側と西側の民有地を指定するもの。

三つ目は、既に存在が確定しているとともに、市及び市関係だけが所有関係者である後円部墳丘と市土地開発公社所有地を、まず指定するもの。

なお、民有地を指定する場合、地権者の同意を得ることが困難になる場合が予想されます。一方、前方部西半部にあたる場所は、民間法人所有の更地もしくは駐車場となっており、将来、大型開発の対象になることも予測されます。

(会長) お金があつたら、市が金津山古墳の範囲すべての土地を買い上げて指定することが最も良いが、現実的には難しいだろう。

(神木委員) 周辺の民有地は、何軒ぐらいあるか。

(事務局 細井) 約10軒です。

(神木委員) それらの地権者の了解を得ることは難しいのか。

(事務局 細井) 地権者にとっては、市文化財に指定された場合、原則として現状変更が出来なくなるという制約が生じることがデメリットで、一方、固定資産税の減免対象に成り得るということがメリットです。これを地権者の方がどう判断されるのかは分かりません。

(近藤委員) 後円部墳丘の土地所有の状況はどうなっているか。

(事務局 細井) 全て芦屋市の所有です。

(近藤委員) 二重周濠は、全周しているわけではないのか。

(事務局 森岡) 後円部北西部のみで確認されています。前方部側では確認されていますが、もともと無かったのではなく、後世の削平で消滅してしまっている可能性が高いです。それは、二重周濠は、完周の本周濠よりずっと底が浅いため、後世の造成でも、浅い外周濠だけが先に消滅することによります。

(近藤委員) それであれば、まず、後円部墳丘を早急に指定し、民有地の指定については今後行っていくのが良いのではないかと。一度に全て指定ではなく、段階的に指定していくことも出来る。

(神木委員) 芦屋市土地開発公社の所有地については、同意を得られそうか。

(事務局 細井) 意思決定する組織が違い、手続きも別途となりますが、市関係には違いないので、同意を得るために必要なことは市と同じであると思います。

(会長) それらを考え合わせると、現に二重周濠が発見されている北西部分を含めて、市と市関係の所有地は指定すべきである。

北西部分を市指定としておけば、将来、福祉施設がなくなった場合に保護すること

ができる。

また、市指定史跡にして、濠の二重性についても解説板を設置して、市民にはっきりと知っていただくことも必要になる。まず、市の所有地を指定したら、周辺の地権者にも理解を得やすいのではないか。

(神木委員) 北西部分を対象に含めておかないと、指定する意味がないということも言える。

(会長) 後円部の敷地が角張っているのはなぜか。

(事務局 森岡) 後円部墳丘の周辺は、昭和20年代まで畑だったことによります。

また、中世・南北朝期には、砦として利用されていることなどにより、中世の争乱の際に、葺き石は抜かれています。投弾石としての利用が中世の濠底からの検出で確認されています。

(神木委員) 砦として使うのに都合が良かったのでしょうか。

(事務局 森岡) そう思われます。また、遠いところからでも分かるランドマーク的な位置づけも考えられます。

なお、円墳と推定されていた前方部発見以前の方が、県下ではランキングでも上で、重要視されていました。前方後円墳ではなく、大型円墳であれば、県史跡クラスであるものと思われます。

(会長) 意見も出揃ったようですが、今回は諮問に先立つ範囲指定の考え方ということで、市及び市関係で所有する部分を、まずは市指定範囲として進めることで助言にしたいと思います。

(事務局 津村) 出来るだけ広い範囲の指定が理想ですが、現実的には困難が予測されるなか、今回協議頂いた方向で、市内部の意思決定を取りまとめていきたいと思えます。

(橋本社会教育部長) 金津山古墳の市指定についてのご審議ありがとうございました。

最近では、市内部のことであっても、すぐに出来るという状況にありませんが、金津山古墳について、市民に認知して頂くということも念頭において、市民の後押しをもって指定に向けて取り組んでいけたらと思います。

閉会